

象甲 第七号
 案起 昭和三十三年四月三日
 定決 昭和三十三年四月三日
 行施 昭和三十三年四月三日

内閣官房長官 五

首席内閣参事官

内閣総理大臣

内閣官房副長官

五

内閣参事官

事務官

別紙

一、衆議院事務総長送付

原水爆実験禁止に関する決議

一、参議院議長送付

原水爆の禁止に関する決議

右供覧

B3/

(参議院の決議は、外務大臣に送付されてから、通知することとした。)

案

昭和三年四月五日

内閣官房長官

外務大臣 へ

原水爆の禁止に関する決議について

標記について、別紙のとおり参議院議長から送付があったので、参考のため通知する。

(参議院議長への送付書及び決議添附のこと。)

原水爆実験禁止に関する決議

本日本院において別紙の通り決議した。
よつて参考のため送付する。

昭和三十三年四月十八日

衆議院事務総長

鈴木隆夫



内閣官房長官 愛知揆一殿

象甲七

裏面白紙

原子爆実験禁止に関する決議

本院は、原子力を含む近代科学の成果は、平和的にのみ利用されるべきであると信じ、わが国がその防衛のため他国を脅威するがごとき兵器として核兵器を保持しないとの一貫して採つてきた立場を再確認し、最近の国際情勢の推移にかんがみ、原子爆所有国はこの際原子爆実験の即時無条件停止に関しすみやかに同意に達するとともに、これを契機として関係各国が原子爆の製造、貯蔵及び使用の禁止の協定を締結するよう政府の積極的なる外交措置を要請する。

右決議する。

今二十一日本院は原水爆の禁止に関する決議を行つた。よつてここに送付する。

昭和三十三年四月二十一日

参議院議長 松野鶴平



内閣総理大臣 岸 信介殿

参字三

参議院

参議院事務総長 河野義克



原水爆の禁止に関する決議

原水爆の禁止に関しては、参議院は、既に三回にわたり決議を行い、国際連合及び関係各国に善処を要請した。

本院は、原子力を含む近代科学の成果は平和的にのみ利用さるべきであり、核兵器はこれを禁止すべきであるとの基本的立場を、ここに重ねて宣明するとともに、最近の国際情勢の推移にかんがみ、この際、原水爆所有国の間において原水爆実験の即時無条件停止に関しすみやかに合意が得られ、かつ、これを契機として関係各国が原水爆の製造、貯蔵及び使用の禁止の協定を締結するよう、政府において積極的な外交措置をとることを要請する。

右決議する。